



平成30年8月2日
四国森林管理局

お知らせ

平成30年度 四国森林管理局 市町村林業担当者実務研修の開催について
(日程変更と追加募集)

四国森林管理局では、新たな森林管理システムや森林環境税（仮称）の創設など市町村の林業政策上の役割の増加を踏まえ、平成30年度に初めての取組として、四国森林管理局の職員の研修を活用した市町村林業担当者の実務研修を実施しています（年4回）。これまでに5月と6月に研修を実施し、森林・林業の基礎を約1週間の座学及び国有林での現地実習により局職員と一緒に学んでいただき、交流を深めていただきました。

平成30年7月豪雨災害により当初7月に予定していた研修を延期させていただいておりましたが、日程を再調整し、3回目を9月3日～7日、第4回を11月12日から16日（変更なし）に実施いたします。併せて、来年4月に施行予定の市町村の仲介による新たな森林管理システムと森林環境譲与税の講義も行います。

四国森林管理局としては、できるだけ多くの市町村林業担当者の皆様にこの研修に参加いただき、市町村職員の技術力向上と人的交流を図り、地域の皆様と連携して地域の林業の成長産業化に取り組んでまいりたいと考えております。

1 研修の目的

四国森林管理局職員として必須の森林・林業等に関する基礎的知識・技術等の習得

2 平成30年度の研修計画 (※今回の募集は、NO.3及びNO.4)

No.	研修名	主な研修内容	研修期間 (日数)	市町村受講者の 募集人数
1	基礎全般研修	生産・販売業務、森林調査簿・図面・空中写真の見方、低コスト造林、民有林との連携等	5/22(火)～5/28(月) (5日)	募集終了
2	基礎研修A (森林の見方)	林分蓄積の推計、森林GISの活用、境界検測、入林時の留意点等	6/18(月)～6/22(金) (5日)	募集終了
3	基礎研修B (森林の育成)	造林請負事業監督及び検査、森林被害の種類と対応、保安林制度、治山事業、新たな森林管理システム等	9/3(月)～9/7(金) (5日)	若干名
4	基礎研修C (森林の収穫)	収穫調査演習、伐区設定、搬出路・土場の選定、立木販売跡地検査、搬出系統図作成、新たな森林管理システム等	11/12(月)～11/16(金) (5日)	若干名

3 研修場所

四国森林管理局研修室、四国森林管理局管内の国有林の現場

4 研修受講対象者

四国4県の市町村の森林・林業分野を担当する職員であって市町村から申請があった者

5 募集人数

NO.3及びNO.4の各研修ごとに若干名

6 申請方法

募集期限までに市町村から四国森林管理局 広報・研修主任官に別添の「平成30年度四国森林管理局市町村林業担当者実務研修受講申請書」を提出願います。

<申請先>

(1) メールの場合：E-mail mitsuaki_okabe250@maff.go.jp

(2) 郵送の場合：〒780-8520 高知市丸ノ内 1-3-30 四国森林管理局総務企画部
総務課 広報・研修主任官

7 募集期限

・第3回研修 (NO.3) は 平成30年8月28日 (火)

・第4回研修 (NO.4) は 平成30年11月6日 (火)

※いずれも郵送の場合は当日消印有効

8 留意事項

(1) NO.3及びNO.4の基礎研修への参加を一括して追加募集します。各市町村の業務との関係から5日間の研修期間を複数の職員の方が分けて受講することも可能です。また、研修受講決定後の人事異動等による研修受講者の変更を考慮します。

(2) 応募多数の場合は抽選により研修受講者を決定します。また、今回初めての取組として、できるだけ多くの市町村の林業担当者の皆様に研修にご参加いただけるよう各基礎研修の受講人数を調整することがありますのでご了承ください。このため、両方の基礎研修の受講を申請される場合は研修受講申請書の備考欄に優先順位 (①、②) を記載願います。

(3) 研修受講の決定は、個別に市町村担当者にご連絡いたします。

(4) 四国森林管理局 (高知市丸ノ内 1-3-30) までの交通費、宿泊費等の経費は研修生各自で負担をお願いします。

(5) 研修時に持参するもの、研修初日の集合時間、宿泊先の手配等については、研修受講の決定後に市町村担当者にご連絡いたします。

<お問い合わせ先>

：四国森林管理局 総務企画部総務課
広報・研修主任官 岡部 光明
TEL:088-821-2160 FAX:088-821-2025

□ 第1回目の基礎研修（平成30年5月）の様子



製材工場での講義



嶺北木材共販所での現地実習



四国森林管理局での講義



森林共同施業団地での現地実習